

## 東アフリカ共同体の解体とPTAの発足(小特集 アフリカの地域協力)

著者	吉田 昌夫
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1987-09
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00008742">http://hdl.handle.net/2344/00008742</a>

# 東アフリカ共同体 の解体とPTAの発足

・吉田昌夫

はじめに

東アフリカでは、現在、10年ほど前に分解した東アフリカ共同体をどのように継承するかという問題から、新たに、より広域の地域機構として設立された東・南部アフリカ特惠貿易地域(PTA)をどのように発展させるかの問題に関心が移っている。

## 1 東アフリカ共同体の資産分割

ケニア、タンザニア、ウガンダの3国によって1967年に設立された東アフリカ共同体(East African Community: EAC)は、77年2月に事実上機能を停止した(その経緯については、『アジ研ニュース』1983年12月号および、本誌本号岩城論文参照)。それ以後閉ざされていたケニア、タンザニア間の国境は、83年11月16日に、ウガンダを含めた3国首脳が、新しい協力関係をめざすことで合意した際に開かれ、再び両国間の交通が自由となった。

この新たな出発の会議は、もとEACの事務局があったタンザニアのアルーシャで開催されたので、アルーシャ首脳会議と呼ばれるが、この際に、数年間にわたる世銀のV・ウンプリヒト博士による調停作業が実を結び、旧EACの資産分割問題が結着をみた。

同合意によれば、(1)旧EACの資産は、1977年6月評価額を119億1300万シリングとする。(2)その資産の国別分布の割合は、ケニアに52.1%、タンザニアに35.2%、ウガンダに12.7%となる。(3)これ

をケニア42%、タンザニア32%、ウガンダ26%に再分配することを定める。(4)このため、ケニアおよびタンザニアは、合計1億9113万ドルを現金ないし役務の形でウガンダに支払うが、残高については、年7%の金利を支払う。(5)資産所在国が支払うべき旧EACの長期負債は、77年6月30日現在で、28億6400万シリングである、とされた。さらにその後、3国間に貿易協力合同委員会を設置することとした。すでに旧EACの機関のうち、ウガンダのカンバラに本部を持つ東アフリカ開発銀行(East African Development Bank)は、3国の共同機関として残すことが定まっていた。

3国間の貿易は、EACの解体前の状態に比べると、著しく重要度が低下した。解体直前の1976年には、域内貿易額が当該国の総貿易額に占めるシェアはケニアで9.3%、タンザニアで7.5%、ウガンダで6.9%にのぼっていた。解体後、資産分割の合意ができ、国境が開かれても、一度失われた3国間の貿易はなかなか回復しなかった。とくにタンザニアとウガンダの経済状態がこの間に悪化し、外貨不足のため両国の工業の稼働率が極端に低下し、外国為替交換率の大きな変動の影響も作用して、工業製品の両国からの輸出は停滞したままになってしまった。逆にケニアからウガンダへの輸出はかなりの高水準を保ち、またタンザニアへの輸出も、85年以降急速に増大している(28ページ参照)。しかし86年においても、ケニアの対ウガンダ・タンザニア貿易額は総貿易額の4.5%にとどまっている。タンザニアとウガンダの同様の数字はそれより低い。

## 2 東アフリカ開発銀行の活動活性化

一方、東アフリカ開発銀行は、外国資金の導入に成功して、活動を活性化している。1986年に同銀行は、スウェーデン、フランス、ベルギーの民間銀行、およびスウェーデン、ノルウエー、オランダ政府援助の、1070万SDRにのぼる資金を導入したが、このうち60%は通常商業融資よりも優遇された条件によるものである。85年末の時点で、同銀行の融資用準備金は5230万SDRにのぼっており、また貸付中の融資額は3260万SDRであると報告されている。

同銀行は、資本金を4000万SDRから8000万SDRに増額する計画も進めている。1986年の貸付の地域分布は、36%がウガンダ、34%がタンザニア、30%がケニアであった。セクター別に見れば、工業が57%、農業と運輸通信が各々16%、観光が11%となっている。年間の収益は157万SDRで、前年と同じ水準であった。

## 3 PTAの発足とその目的

東アフリカ共同体が、事実上機能を停止した直後、アフリカ統一機構(OAU)と国連アフリカ委員会(ECA)は、リベリアのモンロビアで開かれた1979年OAU首脳会議に提出する経済戦略を作成した。このモンロビア戦略と呼ばれるようになった経済戦略とは、アフリカ諸国に経済統合を進めるよう呼びかける、というものである。

翌1980年ナイジェリアのラゴスで開かれたOAU首脳会議では、「ラゴス行動計画」が合意されたが、その中心課題として、地域協力を推進し、アフリカ諸国の集团的自助と経済開発促進をはかることが取り入れられた。このような背景のもとに、

ECAアデデジ事務局長の努力が実って具体化したのが、東・南部アフリカ特惠貿易地域(PTA)である。

PTAのメンバーは、当初は東・南部アフリカの島しょ国も含めた20カ国が想定されていた。1981年にPTA協定が文書となり、事務局がザンビアのルサカにおかれて事実上の発足となった時、これに参加を表明したのは、エチオピア、ジブチ、ソマリア、ケニア、ウガンダ、マラウイ、ザンビア、ジンバブエ、レソト、スワジランド、コモロ、モーリシャスの12カ国であった。82年9月には、このうち9カ国がPTA協定を批准し、正式に発足した。その後ルワンダおよびブルンジが加盟し、84年7月1日にPTAは活動を開始した。東アフリカ共同体資産分割問題が片づく前に、新たな地域機構に加盟することをためらっていたタンザニアは、85年3月になって加盟を決定し、加盟国数は15となった。しかし86年に至ってモーリシャスは、1年後に予定される脱退を通告している。当初想定されたメンバーで加盟していないのは、モザンビーク、ボツワナ、アンゴラ、マダガスカル、セイシェルである。

PTAの目的は、加盟国の工業製品輸出を助けるため、加盟国間の関税を切り下げ、あるいは非関税障壁を段階的に廃止する。また、自由貿易決済機構を設立し、外資を使わない決済を可能にするなどして、域内貿易を推進し、「ラゴス行動計画」にいうところの集团的自助を達成するところにある。このように理想は高いが、現実には加盟諸国間の貿易上の補完関係はほとんど成立しておらず、また加盟諸国の多くは、国際収支の危機などによる経済的困難のさなかにあつて、その実質的な進展は、まだあまり見られない。しかし期待は大きく、とくに、加盟国のなかでもケニアとジンバブエは、その工業製品の市場拡大を期待できるため、

PTAを強く支持している。ケニアは東アフリカ共同体の解体後、PTAをその代わりの市場として期待をかけており、ジンバブエは輸出市場としての南アフリカ共和国を、今後失うことになるであろうという見通しから、PTAにその市場をふり替えることを狙っている。

#### 4 PTAの組織と機能

PTAの最高機関は首脳会議で、一般的な政策の方向づけを行なう。次に閣僚会議が位置するが、これは加盟国ごとに担当閣僚が指名されて会議を構成し、PTAの下部諸機関に指示を与え、また首脳会議に政策を勧告する。その下に事務局長によって代表されるPTA事務局(Secretariat, 在ルサカ)があり、事務局長はPTAの諸活動を常時点検して、その活動が適切に行なわれるよう配慮し、問題を閣僚会議に報告する。また以上の機関とは独立に、加盟国間の紛争調停のための裁判所(Tribunal) が設けられている。

PTAがその目的を遂行するため、上記の機関とは別に、次の3機関が存在する。すなわち「多角的決済機構」(Clearing House, これはジンバブエ準備銀行内に設けられている)、ブルンジのブジュンブラに設立された「貿易開発銀行」(Trade and Development Bank), およびザンビアのルサカに本部をおく、「PTA商工会議所連合会」がそれである。

ここではとくに、「多角的決済機構」について説明を加えておきたい。同決済機構は、1982年11月にザンビアで開かれたPTAの決済・支払委員会によって発足が決定され、翌8月の第2回委員会によって小委員会を設定し、これがジンバブエ準備銀行と協議のうえ、同銀行が決済機構を運営するについての条件、費用、国別割り振りの方法、発足の日取り、などについて取りきめるよう指示した。同

委員会は83年11月の第3回委員会に協議事項を報告し、これに基づく決定がなされ、84年2月1日、決済機構は活動を開始した。

決済機構は、貿易およびサービスの域内取引きを促進するため、加盟国が日常の取引きを自国通貨で行なえるようにし、一定期間後に取引きの貸借関係を清算し、貸借の差額だけをハードカレンシーで支払えるようにすることを目的としている。この帳簿上の取引きのために、UAPTA (PTA Unit of Account) と呼ばれる通貨単位を用いている。UAPTAの1単位はSDRの1単位と同額であるとされている。清算は年6回行なわれ、1, 3, 5, 7, 9, 11月の15日がその時期である。これは最大2カ月の間に清算が行なわれることを意味する。自国通貨で通商関係を持つことができるということは、それだけ加盟国が流動性を拡大でき、外貨不足に悩む加盟国にとって大きな利益となるはずであった。加盟各国が決済機構に貸し借りできる限度額は、当該国の平均域内貿易額の25%であると定められた。

PTAの主要な初期目標は、域内関税の引き下げにある。この目標達成のため、協定では引き下げを行なうべき共通品目の目録(Common List)を定めて、加盟国がその品目に課する関税の相互譲許を実施するガイドラインとして表示されている。その品目数は、協定発効時の1984年7月1日には212品目で、品目によって10%から70%の関税引下げが指示されたが、その後品目数は312品目に増加している。共通品目リストは5年間は変更されず、その後再検討されることになっている。またこの特惠関税の恩恵を受けることのできる商品についての原産地規制の項に、「内国資本が51%以上の企業の製品」という条件が課されており、これは外資系資本によって輸入された製品が、ほとんど加工されずに域内製品として特惠にあずかることを

防ぐ意味を持っていると同時に、内国資本を優遇する措置でもあった。

## 5 問題点と利害関係

このようにPTAの機構の整備は進みつつあるが、同時にいくつかの問題点が存在するため、加盟国のPTA利用度を低いままに留めている。その最も大きな問題点として、多角的決済機構をめぐるものと、共通関税引下げに関するものがある。

決済機構は、外貨不足に悩む多くの加盟国にとって大きな利用価値があると考えられたにもかかわらず、実際の利用度は低い。その理由について、タンザニアの貿易局長カピヤ(K. J. Kapya)氏は、筆者とのインタビューで次のように説明した。PTAの決済機構は、60日間のうちに取引の決済がなされることを義務づけているが、この期間が短かすぎるといっているのである。加盟国の多くは決済機構を用いると、通常よりも早く決済しなければならないので、輸入ライセンスを下したがらず、これが域内貿易拡大の足かせになっているという。もしこれが決済機構の利用の大きな障害となっているのであれば、決済の期間をもう少し長くする何らかの手を打つことが必要であろう。またPTA加盟国の輸出能力の大きい格差も、決済機構が有効に機能しない構造的な理由になっていることも確かであろう。

共通関税の引下げに関しては、共通品目リストに関連して、原産地規制が大きな問題となってきた。特惠を受けることのできる製品は、51%以上の内国資本シェアを持つ企業の製品に限るという協定条項に関し、外資系企業の多いケニア、ジンバブエと、公企業が多いため同原則が有利となるエチオピア、タンザニアとが対立し、1985年12月のルサカにおける第4回首脳会議では、その結論

が持ち越された。

1986年5月にブジュンブラで開催された第5回首脳会議では、次のような暫定合意が成立した(ルサカ会議へ首脳を送ったのは、わずか4カ国だったのに比べ、ブジュンブラ会議には9カ国の首脳が出席した)。この暫定合意とは次のようなものである。(1)内国資本比率51%以上の企業の製品については、譲許税率を完全適用する。(2)同比率が41%以上50%以下の企業については、関税譲許を通常譲許分の60%として適用する。(3)同比率が30%以上40%以下の企業の製品については、関税譲許を通常の30%として適用する。

以上のように加盟国間の利害調整のため、5年間を期限とする妥協が成立したが、この妥協が含意しているように、5年間のうちに企業の内国資本比率を51%以上に引き上げる方向に進むかどうかは定かではない。またブジュンブラに設立されたPTA貿易開発銀行に関しては、86年中に至っても、加盟国の約半数が批准を終えておらず、拠出金の払い込みもあまり進んでいない。PTAの当面の課題は、加盟国自身が、PTAの有効性により強い信頼を寄せ、現実に存在する加盟国間の利害対立の調整作業を進めながら、域内貿易を徐々に増していくことにある。

(よしだ・まさお/アフリカ総合研究プロジェクト・チーム)